

人事院会議議事録

会議日

令和4年12月22日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 柴崎事務総長、幸総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
野口補償課長、知念職員福祉課健康安全対策推進室長

議題

人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)及び人事院規則16-0(職員の災害補償)の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)及び人事院規則16-0(職員の災害補償)の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 10—4（職員の保健及び安全保持）及び 人事院規則 16—0（職員の災害補償）の一部改正

令和 4 年 12 月 22 日

職員福祉局

1. 概要

- (1) がんを引き起こすおそれのある物質である 3,3'—ジクロロ—4,4'—ジアミノジフェニルメタン（略称「MOCA」。以下「MOCA」という。）については、労働者災害補償保険制度（以下「労災制度」という。）において、令和 4 年 10 月に MOCA による尿路系腫瘍を業務上の疾病に追加することが適当とする報告書（厚生労働省労働基準法施行規則第 35 条専門検討会報告書）が取りまとめられ、これに基づき、労働基準法施行規則の改正が行われる予定である（令和 5 年 1 月公布・施行予定）。

また、これに伴い、厚生労働省においては、上記の改正と合わせて、当該物質を製造し、又は取り扱う業務を健康管理手帳の交付の対象となる業務とするための労働安全衛生法施行令の改正も行う予定である（令和 5 年 1 月公布・施行予定）。

- (2) 公務においては、法務省において、平成 28 年 9 月頃まで、刑務所の床の仕上げ材である弾性ウレタン樹脂塗料の補修用として MOCA を含む硬化剤を使用していた実績が確認されている。また、宮内庁では現時点では使用していないものの、MOCA を含有している発泡ウレタンを保有していることが確認されている。

このため、MOCA を取り扱う業務に従事している職員がこれまでに存在しており、公務従事により相当期間経過後に尿路系腫瘍が発症（遅発）する可能性も否定できないことから、公務においても、業務による尿路系腫瘍を公務上の疾病として追加するとともに、同業務を特別健康管理手帳※の交付対象業務に追加する必要がある。これらのことから、人事院規則 10—4（職員の保健及び安全保持）及び人事院規則 16—0（職員の災害補償）を改正することとしたい。

※ 特別健康管理手帳は、有害な業務に従事した職員の離職後、その従事した業務に起因して発生する疾病の早期発見のために健康管理を行えるよう交付するもの。

2. 改正内容

(1) 人事院規則 10—4 (職員の保健及び安全保持) の一部改正

人事院規則 10—4 (職員の保健及び安全保持) 別表第 4 の 2 に規定する特別健康管理手帳の交付対象業務に「3, 3' —ジクロロ—4, 4' —ジアミノジフェニルメタン (これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務」を加える。

(2) 人事院規則 16—0 (職員の災害補償) の一部改正

人事院規則 16—0 (職員の災害補償) 別表第 1 に掲げる公務上の疾病に「3, 3' —ジクロロ—4, 4' —ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍」を加える。また、別表第 1 全体について必要な字句修正等を行う。

3. 公布、施行予定日

改正労働基準法施行規則及び改正労働安全衛生法施行令と同日に、公布・施行 (令和 5 年 1 月 13 日予定)。

以 上